

家賃支援給付金

申請に関する

アドバイスの会のご案内 **参加費無料**



新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げの減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する「家賃支援給付金」の申請受付がスタートしました。

橿原商工会議所では給付金申請に関するアドバイスを開催し、申請に関する相談のお手伝いを行います。

日時 令和2年 9月23日(水) 14:00~15:30 **行政書士 松塚 百合恵氏**
(行政書士事務所 法務ルーム 代表)

講師 令和2年 9月29日(火) 19:00~20:30 **行政書士 田中 和智氏**
(行政書士田中和智法務事務所 代表)

内容 **両日とも**
・家賃支援給付金事業概要について
・質疑応答

場所 橿原商工会議所 4階 会議室
〒634-0063 橿原市久米町652-2
※お車でお越しの場合は、隣接する市営駐車場等（自己負担）をご利用下さい。

定員 15人 ※（先着順）定員になり次第締め切ります。原則1事業所1名。

本事業開催にあたり新型コロナウイルス感染拡大防止対策について以下の事項にご理解、ご協力をお願い致します。
・マスクの着用、アルコール消毒、手洗いや咳エチケットの徹底。
・発熱、風邪症状や倦怠感がある方のご参加はご遠慮ください。
・会場内では状況に応じて室内換気・参加者の間隔調整等の対策を講じます。
・事業開催予定時期において感染拡大状況により内容を変更する可能性や、開催を延期または中止させていただく場合がございます。

家賃支援給付金とは？

法人に最大600万円、個人事業主に最大300万円を一括支給！

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。

----- 支給対象（①②③すべてを満たす事業者） -----

- ①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。
- ②5月~12月の売上高について
・1ヵ月で前年同月比▲50%以上 または、
・連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上
- ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

※家賃支援給付金に関する詳細は経済産業省のホームページをご覧ください。

お申込みから受講当日までの流れ

- 1 下記の申込書に記入の上、FAXでお申込み下さい。
FAX：0744-28-4430
- 2 受講票は発行いたしませんので、当所より連絡がない限り、当日会場までご来場ください。
- 3 当日、会場受付にてお名前をお知らせください。

申込書

事業所名			参加者名		
事業内容					
所在地	〒				
TEL・FAX	(TEL)	(FAX)	従業員数	名	
E-mail	@				
参加希望日時	※参加希望の日時を○で囲んでください。 9/23(水) 14:00~15:30 ・ 9/29(火) 19:00~20:30		個別相談の希望	有 ・ 無 (有は後日相談となります)	

※ご記入いただいた個人情報につきましては、本事業の実施のために使用するほか、当商工会議所からの各種連絡・情報提供等に使用させていただきます。

主催：橿原商工会議所 中小企業相談所 〒634-0063 奈良県橿原市久米町652-2
TEL：0744-28-4400 FAX：0744-28-4430

